地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津若松市財務規則(平成5年会津若松市規則第12号)第 118条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和7年7月9日

会津若松市長 室井 照平

			云伴石松印文。至升、熙十			
1	案位	件番号	第 1388 号			
2	案件名 小型動力ポンプ軽積載車購入					
3	納	入場所	市民部危機管理課の指定する場所			
4	業科	锺	物品購入			
5	概	 要	仕様書による			
6	納入期限 令和8年3月31日(火) まで					
7	予算	定価格	12,075,670 円(税率10パーセントの消費税及び地方消費税を含む)			
8	入村	札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時(=開札時をいう。)において次の①から⑦に掲げる 要件をすべて満たしている者とする。			
	1	会津若松市入札参	参加資格者名簿に登録されていること。			
	2	登録内容	本市に下記物品営業種目の登録がある者			
			消防用品・消防用車両 — 消防用車両販売			
	3	地域要件	市内業者又は準市内業者 であること。			
① 会津若松市入札参加停止等措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。						
⑤ 納入実績 過去10年以内に、国・地方公共団体へ次に掲げる物品の納入実績を有すること 消防用車両						
	6	地方自治法施行名				
	⑦ この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。					
9	入	札参加の申込				
9		札参加の申込 提出書類	制限付一般競争入札参加申込書 (会津若松市ホームページに掲載)			
9	1		制限付一般競争入札参加申込書 (会津若松市ホームページに掲載) 必ず指定様式によりFAX又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。			
9	① ②	提出書類	必ず指定様式によりFAX又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。 会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413			
9	① ② ③	提出方法提出先	必ず指定様式によりFAX又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。 会津若松市役所契約検査課			
	① ② ③ ④	提出方法提出先	必ず指定様式によりFAX又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。 会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp 令和7年7月9日(水) から 令和7年7月22日(火) まで			
	① ② ③ ④	提出書類 提出方法 提出先 入札参加申込期 間	必ず指定様式によりFAX又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。 会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp 令和7年7月9日(水) から 令和7年7月22日(火) まで			
	① ② ③ ④ 〕	提出書類 提出方法 提出先 入札参加申込期 間 計図書等の閲覧	 必ず指定様式によりFAX又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。 会津若松市役所契約検査課電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp 令和7年7月9日(水)から 令和7年7月22日(火)まで(土日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで) 			
10	① ② ③ ④ 段 〕 ②	提出書類 提出方法 提出先 入札参加申込期間 計図書等の閲覧 閲覧場所	 必ず指定様式によりFAX又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。 会津若松市役所契約検査課電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp 令和7年7月9日(水)から 令和7年7月22日(火)まで(土日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで) 会津若松市役所ホームページ https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/及び契約検査課閲覧コーナーにおいて閲覧可。 入札参加申込期間内とする。 			
10	① ② ③ ④ 設 記 ① ② ②	提出書類 提出方法 提出先 入札参加申込期間 計図書等の閲覧 閲覧場所 閲覧期間	 必ず指定様式によりFAX又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。 会津若松市役所契約検査課電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp 令和7年7月9日(水)から 令和7年7月22日(火)まで(土日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで) 会津若松市役所ホームページ https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/及び契約検査課閲覧コーナーにおいて閲覧可。 入札参加申込期間内とする。 			
10	① ② ③ ④ 設計 ① ② ② ②	提出書類 提出方法 提出先 入札参加申込期間 計図書等の閲覧 閲覧場所 閲覧期間 計図書等に対する	必ず指定様式によりFAX又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。 会津若松市役所契約検査課電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp			
10	① ② ③ ④ 設計 ① ② 設計 ① ② 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	提出書類 提出方法 提出先 入札参加申込期 計図書等の閲覧 閲覧場所 閲覧期間 計図書等に対する 質問方法 質問書送付先	 必ず指定様式によりFAX又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。 会津若松市役所契約検査課電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp			
10	① ② ③ ② ② ② ② ② ② ② ② ③ ③	提出書類 提出方法 提出先 入札参加申込期 間 計図書等の閲覧 閲覧場所 閲覧期間 計図書等に対する 質問方法	 必ず指定様式によりFAX又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。 会津若松市役所契約検査課電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp 令和7年7月9日(水)から 令和7年7月22日(火)まで(土日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで) 会津若松市役所ホームページ https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/及び契約検査課閲覧コーナーにおいて閲覧可。 入札参加申込期間内とする。 質問 本案件に関する質問は、原則として指定の質問書(会津若松市ホームページに掲載)によりFAX又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。 会津若松市役所契約検査課電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp 			

② 提出書類 入札書 及び 価格内訳書 (会津書松市ホームページに掲載) ・ 入札書及び価格内表達は、 市投水環次により提出すること。 ・ 人札書及び価格内表達は、 市投水開火にも割金額係財政といと。 ・ 人札書記載会額係財政ととの格外別限の合計金額は一致すること。また、価格内訳書の合計額収はもがないこと。	12	入,	 札方法	
・ 人札書及び価格内訳者は、野便人札用封信に同動し、封印(響面に利印)すること。				入札書 及び 価格内訳書 (会津若松市ホームページに掲載)
中 市				・入札書及び価格内訳書は、郵便入札用封筒に同封し、封印(裏面に割印)すること。 ・入札書記載金額(税抜き)と価格内訳書の合計金額は一致すること。また、価格内訳書
② 入札方法				・ 市指定サイズ(長形3号 長さ23.5cm、幅12cm)の郵便入札用封筒の表面に開札日、
新札決定に当たっては、入札書に記載された金額から非環境分を除いた金額に当たのでは、公園な金額に1月末調の階級があるときは、その常数金額を切り捨てた金額に、非議税分を加算した金額を10名の下価やする金額を10分析とな金額を10分析とな金額との対象であるか免機を10分析では、資産の関係を1分析では、対象を額と1月末調の開発があるときない。そのため、入札省は、消費機関の11条の変勢が電温金額の110分の110分で相当する金額と2 課税の11条の変勢が電温金額の110分の110分で相当する金額と2 課税の11条の変勢が電温金額の110分の110分で相当する金額と2 課税の11条の変勢が電温金額の110分の110分で相当する金額と2 課税の11条の変勢が電温金額の110分の110分で相当する金額と2 課税の11条の変勢を10分では、10分では10分で相当する金額と2 課税の11条の変勢が電温金額の110分の110分で相当する金額と2 課題が支充とよります。2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		2	入札方法	11.11. 11.11. 11.11. 11.11. 11.11. 11.11.
会津若松市設所に到着するよう郵送すること (1) 配達指定日 (2) 郵便周窓日 (3) 郵便用空 (3) 郵便用空 (3) 郵便用空 (3) 郵便用空 (4) (3) 郵便用空 (3) 郵便用で (4) (4) 郵便用ご (5) 郵便用で (4) (4) 郵便用ご (5) 新送先 〒965-8601 会津若松市東学町 3 番46号 会津若松市東学町 3 番46号 会津若松市投所 契約検査課 (4) 省憲事項 (4) 省憲事項 (4) 省憲事項 (4) 省憲事項 (4) 省憲事項 (4) 省憲事項 (5) 会津若松市東学町 3 番46号 会津若松市投所 契約検査課 (4) 省憲事項 (5) 会津若松市投所 契約検査課 (4) 省憲事項 (5) 会推在松市東学町 3 番46号 会津若松市投所 契約検査課 (5) の				落札決定に当たっては、入札書に記載された金額から非課税分を除いた金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に、非課税分を加算した金額をもって落札価格とする。そのため、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、非課税取引に係る契約希望金額の110分の100に相当する金額を開発している。
・質問書が提出される場合があるため、質問書提出期限後に郵送手続きを行うこと。 ④ 宛生		3	郵送方法	会津若松市役所に到着するよう郵送すること。 (1) 配達指定日
13				
① 開札日時 令和7年7月30日(水) 午後1時30分 ② 開札場所 会津若松市役所本庁舎6階 入札室 (会津若松市東栄町3番46号) 14 入札回数 初度のみの1回とする。初度の入札の結果、無効な入札等により予定価格内の入札がないときは、再度、郵便により入札を行う。 15 入札保証金 免除 16 入札参加資格審査 調書及びその他必要な書類)の提出についてFAXにより通知する。当該書類の提出を求められた場合には、通知後2時間以内に当該書類をFAXにより市に提出し、到着の有無を契約検査課に確認すること。なお、落札候補者が、当該方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。(提出先)会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413 17 入札の無効 ① 市の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札 ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札 ③ 会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領第8条に該当する入札 ④ その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札 契約保証金 契約保証金を納付、又は契約条項に基づき契約納給する。 19 契約保証金 契約保証金を制備しようとする者は、会津若松市財務規則第104条の規定により、請負代金又は契約代証が設めるの額(単価契約の場合は、単価に予定数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算して得た額)の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証す金に代みの証する出限として存価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する場合、に力のおりない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。 ① この契約による債務の不履行により生ずる損害をした人補する履行保証保険契約を締結したる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍間が複数年度におりる時によりまずり及りに会がはました。以契約締結日から起算して当該契約期間の2倍間が複数年度におしる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍間が複数年度におのと取りにあったり締結し、これを免除する場合。(過去2年間(契約別間の2倍間が複数年度におの対策と対したり締結し、これらをすべて職類が規模とはぼ同じ、これらとすべて職類が規模とはぼ同じ、これらとすべて職類が規模とはぼ同じ、これらとすべて職類が規模とはぼ同じ、これらとすべて機能力は、またりを対しないまたり、これ的は、またり、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		4	宛先	〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 会津若松市役所 契約検査課
2	13	開	 比日時等	
14 入札回数 初度のみの1回とする。初度の入札の結果、無効な入札等により予定価格内の入札がないときは、再度、郵便により入札を行う。		1	開札日時	令和7年7月30日(水) 午後1時30分
15 入札保証金 免除		2	開札場所	会津若松市役所本庁舎6階 入札室 (会津若松市東栄町3番46号)
入札参加資格審査 入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者に審査関係書類(入札参加資格審査 調書及びその他必要な書類)の提出についてFAXにより通知する。当該書類の提出を求められた場合には、通知後2時間以内に当該書類をFAXにより通知する。当該書類の提出を求められた場合に、通知後2時間以内に当該書類をFAXにより通出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。 (提出先)会津若松市役所契約検査課				いときは、再度、郵便により入札を行う。
調書及びその他必要な書類)の提出についてFAXにより通知する。当該書類の提出を求められた場合には、通知後2時間以内に当該書類をFAXにより市に提出し、到着の有無を契約検査課に確認すること。なお、落札候補者が、当該方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。 (提出先)会津若松市役所契約検査課				
電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413 ① 市の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札 ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札 ③ 会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領第8条に該当する入札 ④ その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札 18 契約事項 会津若松市財務規則及び契約条項に基づき契約締結する。 契約を締結しようとする者は、会津若松市財務規則第104条の規定により、請負代金又は契約代金の額(単価契約の場合は、単価に予定数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算して得た額)の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。 ① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合。 会津若松市財務規則第105条第1項第4号の規定に該当する場合。(過去2年間(契約期間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍の期間を遡った期間。)に国(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を	16	入札参加資格審査		調書及びその他必要な書類)の提出についてFAXにより通知する。当該書類の提出を 求められた場合には、通知後2時間以内に当該書類をFAXにより市に提出し、到着の有 無を契約検査課に確認すること。なお、落札候補者が、当該方法により提出期限までに
② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札 ③ 会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領第8条に該当する入札 ④ その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札 18 契約事項 会津若松市財務規則及び契約条項に基づき契約締結する。 契約保証金 契約保証金 契約保証金 契約保証金 契約保証金がは、台間では、分別では、対して、のののでは、単価に予定数量を乗じて得た額に、、消費税及び地方消費税の額を加算して得た額)の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。 ① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合。 会津若松市財務規則第105条第1項第4号の規定に該当する場合。(過去2年間(契約期間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍の期間を遡った期間。)に国(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を				(提出先)会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413
③ 会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領第8条に該当する入札 ④ その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札 18 契約事項 会津若松市財務規則及び契約条項に基づき契約締結する。 19 契約保証金 契約を締結しようとする者は、会津若松市財務規則第104条の規定により、請負代金又は契約代金の額(単価契約の場合は、単価に予定数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算して得た額)の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。 ① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合。 会津若松市財務規則第105条第1項第4号の規定に該当する場合。(過去2年間(契約期間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該分別期間の2倍の期間を遡った期間。)に国(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を	17	入	札の無効	① 市の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札
② その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札 18 契約事項 会津若松市財務規則及び契約条項に基づき契約締結する。 2契約を締結しようとする者は、会津若松市財務規則第104条の規定により、請負代金又は契約代金の額(単価契約の場合は、単価に予定数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算して得た額)の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。 ① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合。 会津若松市財務規則第105条第1項第4号の規定に該当する場合。(過去2年間(契約期間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍の期間を遡った期間。)に国(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を				② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札
契約事項 会津若松市財務規則及び契約条項に基づき契約締結する。				③ 会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領第8条に該当する入札
型約保証金 契約を締結しようとする者は、会津若松市財務規則第104条の規定により、請負代金又は契約代金の額(単価契約の場合は、単価に予定数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算して得た額)の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。 ① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合。 会津若松市財務規則第105条第1項第4号の規定に該当する場合。(過去2年間(契約期間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍の期間を遡った期間。)に国(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を				④ その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札
契約代金の額(単価契約の場合は、単価に予定数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算して得た額)の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合。 会津若松市財務規則第105条第1項第4号の規定に該当する場合。(過去2年間(契約期間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍の期間を遡った期間。)に国(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を	18	契	約事項	会津若松市財務規則及び契約条項に基づき契約締結する。
した場合。 会津若松市財務規則第105条第1項第4号の規定に該当する場合。(過去2年間(契約期間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍の期間を遡った期間。)に国(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を	19	契治	的保証金	契約代金の額(単価契約の場合は、単価に予定数量を乗じて得た額に、消費税及び地方 消費税の額を加算して得た額)の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証 金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する 銀行、市長が確実と認める金融機関の保証に係る証書を提供しなければならない。ただ し、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。
間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍 の期間を遡った期間。)に国(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第 9号に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じ くする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を				この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合。
i produce de la produce de la companya de la compa				間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍の期間を遡った期間。)に国(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を

20	その他	1	郵便による入札において事故が起きたときや、不正な行為があると認めたとき、その 他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。
		2	会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領及び郵便入札の手引き並びに 会津若松市入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。
		3	本公告に係る規定、様式等については市ホームページで閲覧、ダウンロードが可能。